

事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 22 日

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 御中
(一社) 日本ホテル協会 御中
(一社) 全日本シティホテル連盟 御中
(一社) 日本旅館協会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課
観 光 庁 観 光 産 業 課

旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について【補足】

令和 2 年 6 月 26 日付で「旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について」が発出されており、本通知において、「宿泊客がチェックインする際に、検温を行い 37.5 度以上の熱や咳・咽頭痛の症状がある場合には、本人の同意を得た上で、保健所に連絡し、その指示に従うこととする。」とされているところです。

今般、上記の場合における保健所の連絡先について、下記のとおり追加で情報提供させていただきます。

貴団体におかれては、以下の緊急時の連絡先について、加盟宿泊施設への周知に努めていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

記

- ・ 宿泊客がチェックインする際に、検温を行い 37.5 度以上の熱や咳・咽頭痛の症状がある場合には、本人の同意を得た上で、保健所に連絡する際、休日や夜間など、最寄りの保健所への連絡がつかない場合には、各自治体において設置されている「新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター」に連絡し、その指示に従うこととする。

(参考) 厚生労働省 HP 「新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html